

東京都大田区内の法定河川の廃止経緯に関する一考察

東京都財務局 兼 東京都立大学 石原 成幸
 東京都立大学 都市環境科学研究科 河村 明
 東京都立大学 都市環境科学研究科 天口 英雄
 東京都建設局 兼 東京都立大学 高崎 忠勝

1. はじめに

本論では、河川の下水道幹線化と云われながら実態として法定河川の廃止手続きが行われず、法令上の下水道・河川法による重複管理など不明な点が多い河川の用途廃止の経緯について、図-1に示す二級河川であった旧呑川、六間堀、南前堀、北前堀、貴船堀と、公有水面である雑色運河の計6河川を昭和54(1979)年に法定廃止し、公共溝渠(普通河川・水路)として東京都大田区に移管した事例を通じて¹⁾、法定河川廃止に至る背景や手続き面を考察すると共に、その課題等にも言及を試みたものである。

2. 河川管理体系と河川廃止の手続き

図-2には、東京都における河川を含む公的な水域の管理体系を示した。公有水面とは公有水面埋立法(大正10(1921)年法律第57号)第1条に規定する、国所有または地方公共団体が管理する公共の用に供する水流・水面のことである。そのうちの法定河川とは、河川法(昭和39(1964)年法律第167号)第3~5条に規定する河川のことである。

一方、一般的に「公共溝渠」とは法定外の普通河川や水路のことである。当該施設の管理は地方自治法(昭和22(1947)年法律第67号)上に特例のある東京都特別区の場合、特別区が都の内部的自治体から一般市相当の基礎的自治体となった地方自治法の改正(地方分権一括法の施行(平成2年(2000)年4月)以前は、知事からの委任河川として各区が公共溝渠管理条例に基づき、それ以降は地方自治法第281条に定める自治事務として各区が管理してきた。

なお、公共溝渠とは特別区内の公共の下水路のうち、下水道法に定める公共下水道、都市下水路以外の「在来下水」と称されてきたものであり、在来下水を公共溝渠に改めた理由は、汚物掃除法施行規則(明治33(1900)年法律第31条・内務省令第5号)で唯一用いられ、法律用語として採用された経緯があることを論拠として、用語に法律的な位置づけを与えたものと解されることが、本調査で判明した²⁾。

次に、当該河川の法定河川の廃止手続きについては図-3・表-1に示した。具体には二級河川を規定した河川法第5条に基づき、都知事が河川指定の手続きに準じて廃止手続きを行う(第6項)。また廃止に先立ち関係区市町村(自治体)の意見を聞く必要があり(第4項)、区市町村長(首長)の意見は当該議会の議決を経る必要がある(第5項)。加

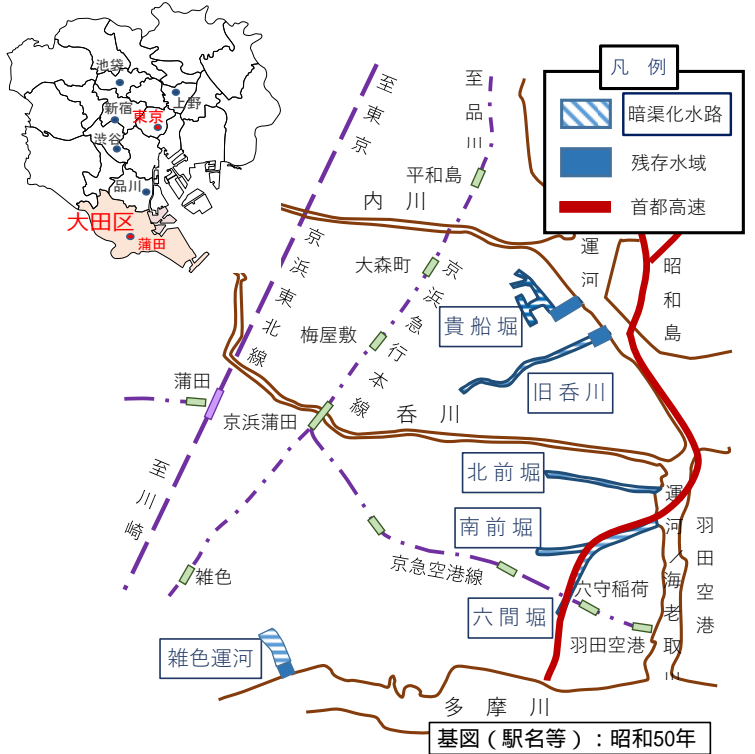


図-1 河川廃止等の対象河川

1 公有水面：河川、水路、海、湖、沼等□

2 法定河川(準用を含む)

種別	河川法第3条	大臣直轄管理	知事管理	区市町村管理	備考
一級河川	河川法第4条	本則	河川法第9条○	特例条例第2条表78◇	条例:特別区のみ適用
二級河川	河川法第5条	—	本則	—	—
準用河川	河川法第100条	—	—	本則	個別に指定告示

3 法定外河川

区域	管理者	対象	備考
区部	知事管理	千川上水	S31年史跡指定 各区公共溝渠管理条例◎地方自治法第281条※
	財産:都・機能:区	外濠	
	区管理	公共溝渠	
多摩部	市町村管理	公共溝渠	地方自治法第281条※(普通河川を含む)

注)

- 公有水面埋立法(T10(1921)年法律第57号) § 1
- 地方分権一括法(H12(2000).04.01) § 2-2に伴い地方自治体の法定受託事務化、それ以前は機関委任事務
- 外濠:一括法施行時に特別区が財産譲与を保留し、現状でも都が国交省所管の法定外公共物として管理
- ◇ 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例:特例条例(H11(1999)年条例第106号)
- ◎ 特例条例の施行以前:東京都区長委任条項 § 12-5 ほか
- ※ 地方分権一括法 § 113・国有財産特措法 § 5-11に伴い原則、自治事務として区市町村に移管(機能・財産管理)

図-2 河川管理体系(特別区を有する東京都の事例)

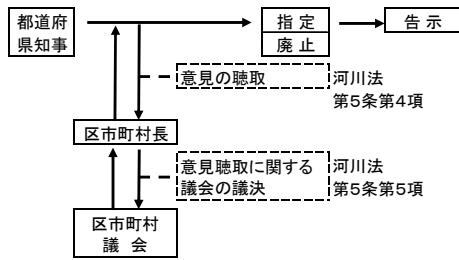


図-3 法定河川の廃止手順

表-1 河川等廃止に至る協議経緯の実例

年 月	要件	概要	備考	
1979 (S54)	5	要望	二級河川廃止・公有水面の区移管(公共溝渠)	大田区 → 都
	5	内部協議	河川廃止の調査検討(河川管理者)	都・河川部
	5	照会	二級河川廃止・公有水面の区移管は支障なし	河川→道路管理
	6	回答	二級河川廃止・公有水面の区移管の支障有無	道路管理→河川
	7	照会	二級河川の廃止について(都 → 大田区)	河川法 § 5-4・6
	9	議決	二級河川廃止に異議なし(大田区議会)	河川法 § 5-5
	10	回答	二級河川廃止に異議なし(大田区 → 都)	河川法 § 5-4
	11	都告1254	二級河川廃止(5河川)	河川法 § 5-3
	12	通知	5河川・公有水面を公共溝渠として管理移管	都 → 大田区
		区告示	二級河川廃止に伴う取扱いに関する告示	大田区

えて実務上の観点から、都市計画法に基づく他計画との調整を図る必要があり、その後知事は政令に従い名称と区間を公示のうえ、将来管理者に対して移管を通知して実務手続きが完了となる(第3項)。なお、当該事務事業移管の決定当時の河川と公有水面の管理延長と廃止後の利用形態等は、表-2のとおりである。

表-2 河川等の廃止延長と廃止後の利用形態

3 法定河川廃止に至る経緯と公有水面を公共溝渠に変更する必要性

No	法定河川名	延長(km)	河川廃止後の形態	備考
1	貴船堀	1.12	貴船堀緑地	(貴船川)
2	旧呑川	1.43	旧呑川緑地	
3	北前堀	0.85	北前堀緑地・水面	
4	南前堀	0.67	南前堀緑地・首都高速・水面	
5	六間堀	0.65	首都高速	
6	雑色運河	0.20	公園・水面	公有水面
	計	4.92	※延長：昭和53年9月1日時点	

当該6河川の法定河川廃止は、地元区から長期間に亘る廃止要望が端緒となっており、廃止理由は以下のとおりである。当該河川はポンプ排水区域であり、河川流域を有しないこと、周辺下水道網は当該5河川と独立して整備され、河川への放流がないこと、地元住民より緑道化の要望があり、既に一部が緑道となっていること、河川としての将来計画がないことから、法定河川として存続させるより、区条例による管理が適切であること等である。これらの諸条件について河川管理者が、河川管理・計画上の支障の有無を調査検討し、緑道等の公共施設として活用が明確化されていることから廃止決定に至っている。また、公有水面である雑色運河を公共溝渠として管理する理由は、公有水面埋立法に替わる管理体系への位置づけであり、他の5河川と同条件による管理者権限の明確化にあると解せられる。

4 河川廃止に際する実務上の課題

表-2・図-4に示したとおり、河川廃止後の利用形態(用途)としては、多くが道路、公園・緑道などの公共用途であり、宅地などとして売却されることは稀である。その理由は主に、従前の河川が有する雨水や地先排水機能等を代替する下水道管渠の敷設が必要なためであり、また既存の占用物件の撤去や代替機能の確保が可能なが前提となり、公共用途でも有償払下げとなる場合もあり、その実現が極めて困難なことに起因することは明らかである。

5 むすび

本論では実例に即し、法定河川廃止に必要な具体手続きや管理制度面からの廃止に至る背景を明らかにするとともに、河川廃止に際する課題についても言及することができた。また、新たに「公共溝渠」が法律用語に基づき、下水道法に定める公共下水道、都市下水路以外の「在来下水」と称されてきたものを意味することも明らかにできた。



図-4(a) 旧呑川(1979当時)



図-4 (b) 旧呑川緑道(1979当時)



図-4 (c) 南前堀(2017時点)

参考文献

- 1) 建設局河川部：旧呑川ほか4河川の二級河川廃止及び公有水面(雑色運河)を含む管理移管について、1979。
- 2) 自治省：第43回国会[昭和38年6月]地方自治法等の一部を改正する法律案想定問答、1963。

キーワード：discontinuation of rivers, 1961 report on the diversion of rivers through culverts, public waterways, Tokyo,